

令和3年度第3回尾張旭市国民健康保険運営協議会審議結果

1 協議事項

- (1) 国民健康保険税の税率等の改定について（諮問）
- (2) 国民健康保険税の課税限度額の改定について（諮問）

2 審議結果

二議案とも賛成全員により、承認。

国民健康保険税の税率等の改定について

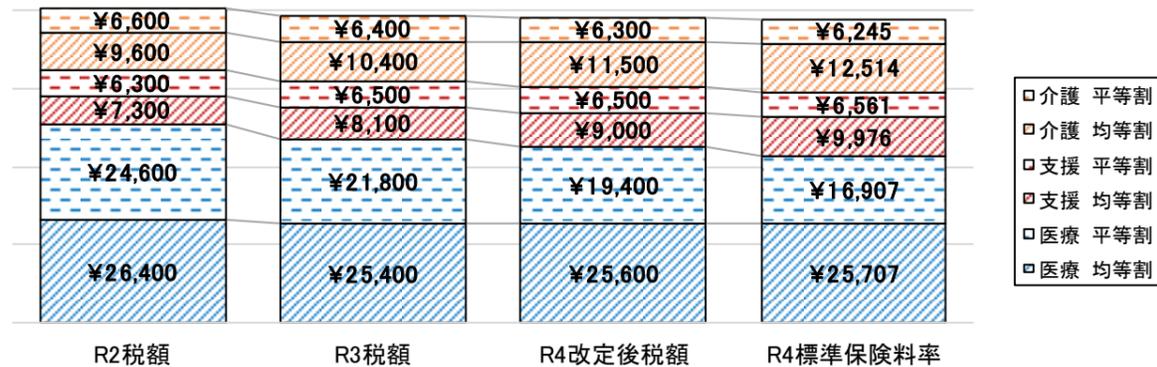
第2回尾張旭市国民健康保険運営協議会において、事業費納付金の仮算定額から算定した標準保険料率に基づく試算と『加入世帯数が最も多い所得段階において、課税総額が5%以上の増額とならないよう、配慮』した試算について御説明し、ご理解をいただきました。

本算定額の速報値が示され改めて試算したところ、加入世帯数が最も多い所得段階において、課税総額が5%以下の増額となったため、下記の税率案のとおり改定します。

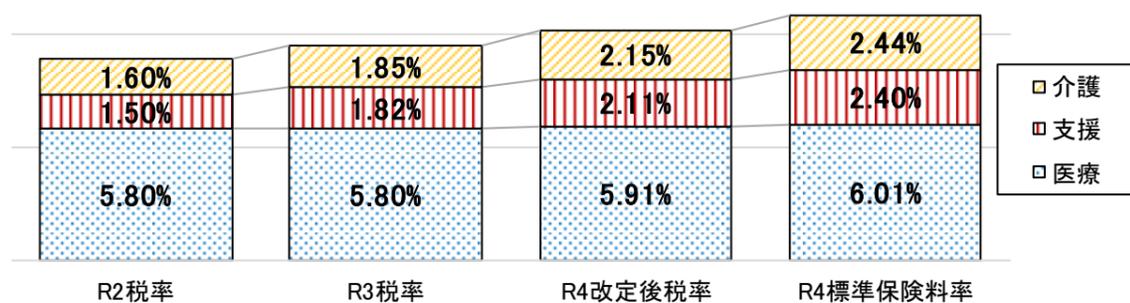
	R2税額	R3税額	R4改定後税額	増減額
医療 均等割	¥26,400	¥25,400	¥25,600	¥200
医療 平等割	¥24,600	¥21,800	¥19,400	¥-2,400
支援 均等割	¥7,300	¥8,100	¥9,000	¥900
支援 平等割	¥6,300	¥6,500	¥6,500	¥0
介護 均等割	¥9,600	¥10,400	¥11,500	¥1,100
介護 平等割	¥6,600	¥6,400	¥6,300	¥-100
合計	¥80,800	¥78,600	¥78,300	¥-300

	R2税率	R3税率	R4改定後税率	増減率
医療 所得割	5.80%	5.80%	5.91%	0.11%
支援 所得割	1.50%	1.82%	2.11%	0.29%
介護 所得割	1.60%	1.85%	2.15%	0.30%
合計	8.90%	9.47%	10.17%	0.70%

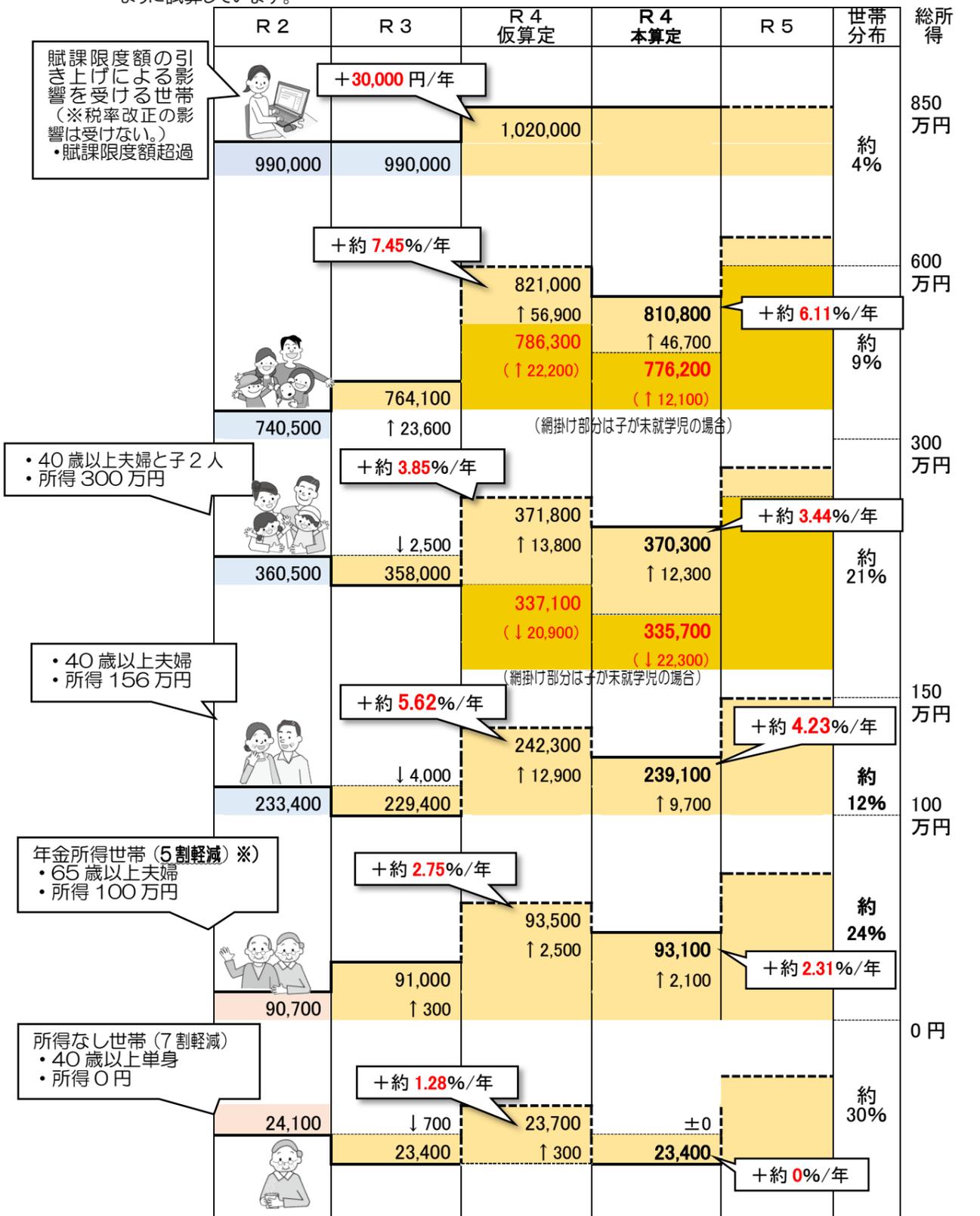
平等割・均等割



所得割



注)令和3年度から基礎控除額が33万円→43万円に変更になった点が反映されていなかったため前回資料から金額を修正しました。年金所得・給与所得控除は10万円引き下げられたため、年金所得世帯のR2は同水準となるように試算しています。



※)低所得者軽減の判定の際に、公的年金等に係る所得の場合、給与所得より15万円多く控除する特例があるため、これまで2割軽減としていたものを5割軽減に、また、65歳以上は介護保険分が課税されないにもかかわらず試算に含めていたため、課税額を修正しました。

仮算定時との本算定の税率比較

資料1-2

	①R2税率	②R3標準保険料率	②-①	R3税率	増減額
医療 所得割率	5.80%	5.70%	-0.10% ÷ 3 = -0.03%	5.80%	0.00%
医療 均等割額	¥26,400	¥23,323	¥-3,077 ÷ 3 = ¥-1,026	¥25,400	¥-1,000
医療 平等割額	¥24,600	¥16,227	¥-8,373 ÷ 3 = ¥-2,791	¥21,800	¥-2,800
支援 所得割率	1.5%	2.46%	0.96% ÷ 3 = 0.32%	1.82%	0.32%
支援 均等割額	¥7,300	¥9,844	¥2,544 ÷ 3 = ¥848	¥8,100	¥800
支援 平等割額	¥6,300	¥6,849	¥549 ÷ 3 = ¥183	¥6,500	¥200
介護 所得割率	1.6%	2.35%	0.75% ÷ 3 = 0.25%	1.85%	0.25%
介護 被均等割	¥9,600	¥11,900	¥2,300 ÷ 3 = ¥767	¥10,400	¥800
介護 平等割額	¥6,600	¥6,080	¥-520 ÷ 3 = ¥-173	¥6,400	¥-200

	①R3税率	②R4標準保険料率(仮算定) 剰余金活用	②-①	R4税率(仮)	増減額
医療 所得割率	5.80%	6.04%	0.24% ÷ 2 = 0.12%	5.92%	0.12%
医療 均等割額	¥25,400	¥25,823	¥423 ÷ 2 = ¥212	¥25,600	¥200
医療 平等割額	¥21,800	¥16,983	¥-4,817 ÷ 2 = ¥-2,409	¥19,400	¥-2,400
支援 所得割率	1.82%	2.45%	0.63% ÷ 2 = 0.32%	2.14%	0.32%
支援 均等割額	¥8,100	¥10,165	¥2,065 ÷ 2 = ¥1,033	¥9,100	¥1,000
支援 平等割額	¥6,500	¥6,685	¥185 ÷ 2 = ¥93	¥6,600	¥100
介護 所得割率	1.85%	2.65%	0.80% ÷ 2 = 0.40%	2.25%	0.40%
介護 被均等割	¥10,400	¥13,623	¥3,223 ÷ 2 = ¥1,612	¥12,000	¥1,600
介護 平等割額	¥6,400	¥6,799	¥399 ÷ 2 = ¥200	¥6,600	¥200

R4税率(調整後)	増減額
5.90%	0.10%
¥25,600	¥200
¥19,400	¥-2,400
2.05%	0.23%
¥9,000	¥900
¥6,600	¥100
2.23%	0.38%
¥11,900	¥1,500
¥6,600	¥200

	①R3税率	②R4標準保険料率(本算定)	②-①	R4税率(案)	増減額
医療 所得割率	5.80%	6.01%	0.21% ÷ 2 = 0.11%	5.91%	0.11%
医療 均等割額	¥25,400	¥25,707	¥307 ÷ 2 = ¥154	¥25,600	¥200
医療 平等割額	¥21,800	¥16,907	¥-4,893 ÷ 2 = ¥-2,447	¥19,400	¥-2,400
支援 所得割率	1.82%	2.40%	0.58% ÷ 2 = 0.29%	2.11%	0.29%
支援 均等割額	¥8,100	¥9,976	¥1,876 ÷ 2 = ¥938	¥9,000	¥900
支援 平等割額	¥6,500	¥6,561	¥61 ÷ 2 = ¥31	¥6,500	¥0
介護 所得割率	1.85%	2.44%	0.59% ÷ 2 = 0.30%	2.15%	0.30%
介護 被均等割	¥10,400	¥12,514	¥2,114 ÷ 2 = ¥1,057	¥11,500	¥1,100
介護 平等割額	¥6,400	¥6,245	¥-155 ÷ 2 = ¥-78	¥6,300	¥-100

令和4年度調定額試算

改定前試算	区分	現行税率				保険税調定額	賦課割合	
		所得割	均等割	平等割	限度額		応能	応益
	医療分	5.80%	25,400円	21,800円	630千円	1,059,299,630円	51.0%	49.0%
	後期分	1.82%	8,100円	6,500円	190千円	330,575,898円	51.0%	49.0%
	介護分	1.85%	10,400円	6,400円	170千円	136,363,476円	50.9%	49.1%
	合計	9.47%	43,900円	34,700円	990千円	1,526,239,004円		

R4.1.17 時点		
世帯数	被保険者数	一人当たり
6,049	15,229	¥69,558
6,049	15,229	¥21,707
2,149	4,799	¥28,415
6,049	15,229	¥100,219

改定後試算	区分	改定後税率(案)				保険税調定額	賦課割合	
		所得割	均等割	平等割	限度額		応能	応益
	医療分	5.91%	25,600円	19,400円	650千円	1,058,031,434円	52.3%	47.7%
	後期分	2.11%	9,000円	6,500円	200千円	368,944,467円	52.6%	47.4%
	介護分	2.15%	11,500円	6,300円	170千円	150,562,064円	52.5%	47.5%
	合計	10.17%	46,100円	32,200円	1,020千円	1,577,537,965円		

世帯数	被保険者数	一人当たり
6,049	15,229	¥69,475
6,049	15,229	¥24,226
2,149	4,799	¥31,374
6,049	15,229	¥103,588

比較	区分	差額				保険税調定額	賦課割合	
		所得割	均等割	平等割	限度額		応能	応益
	医療分	0.11%	200円	-2,400円	20千円	▲ 1,268,196円	1.3%	-1.3%
	後期分	0.29%	900円	0円	10千円	38,368,569円	1.6%	-1.6%
	介護分	0.30%	1,100円	-100円	0千円	14,198,588円	1.6%	-1.6%
	合計	0.70%	2,200円	-2,500円	30千円	51,298,961円		

世帯数	被保険者数	一人当たり	増減率
6,049	15,229	¥-83	-0.12%
6,049	15,229	¥2,519	11.61%
2,149	4,799	¥2,959	10.41%
6,049	15,229	¥3,369	3.36%

※ 課税限度額の改定についても含めて試算しています。

国民健康保険税の課税限度額の改定について

(1) 改定内容

国民健康保険税のうち、網掛けの部分が改定される部分です。

令和3年度 国民健康保険税内訳	所得割率 ※1	均等割額 (被保険者ごと)	平等割額 (世帯ごと)	課税限度額	
				令和3年度	令和4年度
①医療（基礎）分	5.8%	25,400円	21,800円	63万円 →	65万円
②後期高齢者支援 金分 ※2	1.82%	8,100円	6,500円	19万円 →	20万円
③介護納付金分 ※3	1.85%	10,400円	6,400円	17万円	17万円
国民健康保険税最高限度額（①～③合計）				99万円	102万円

※1 所得割の課税基礎額（基準総所得金額）

（令和2年中の総所得金額 + 山林所得金額） - 基礎控除（43万円）

※2 後期高齢者支援金は、後期高齢者医療の現役世代（0歳から74歳まで）の負担分です。加入している保険の種類に関係なく負担します。

※3 介護保険分は、40歳から64歳までの介護保険第2号被保険者が負担します。

(2) 改定の影響を受ける世帯（限度額だけの影響を見るため、税率改定は含みません。）

医療給付費等が増加する一方、被保険者の所得が十分に伸びない状況において、保険料率の引き上げにより必要な保険料収入を確保するとすると、中間所得層の負担が重くなるため、限度額を拡大し高所得者層にも負担を課するものです。

改定の影響により限度額が適用とされない世帯は、医療（基礎）分で7世帯、介護納付金分で12世帯です。国保税収入としては約358万円増える見込みです。

限度額が適用される世帯数と限度額超過の額（令和4年1月18日時点で試算）

内訳	現行制度（A）		改定後（B）		（B） - （A）	
	世帯	金額（円）	世帯	金額（円）	世帯	金額（円）
①	119	84,485,713	112	82,149,164	-7	-2,336,549
②	131	27,477,271	119	26,234,493	-12	-1,242,778
③	73	10,158,597	73	10,158,597	0	0
合計		122,121,581		118,542,254		-3,579,327

①医療（基礎）分では、所得割がかかる6,049世帯のうちの7世帯（約0.12%）

②後期高齢者支援金分では、所得割がかかる6,049世帯のうちの12世帯（約0.2%）

（3）事例紹介（限度額が適用される世帯所得）

現行は令和3年度の税率と限度額、改定後は令和4年度予定税率と限度額で試算し、限度額適用部分を網掛けにしています。未就学児の均等割減額は含んでおりません。

モデルケース 1

世帯構成：30歳代男性（所得あり）、30歳代女性（所得なし）、子ども2人

区分	現行	改定後	
世帯における所得額	8,735,000円	7,895,000円	9,368,000円
①医療（基礎）課税額 限度額 63万円⇒65万円	605,000円	562,900円	650,000円
②後期高齢者支援金等課税額 限度額 19万円⇒20万円	190,000円	200,000円	200,000円
③介護納付金課税額（40～64歳） 限度額 17万円⇒（改定なし）	0円	0円	0円
国民健康保険税額合計（年） ①+②+③	795,000円	762,900円	850,000円

モデルケース 2

世帯構成：40歳代男性（所得あり）、40歳代女性（所得なし）、子ども2人

区分	現行	改定後	
世帯における所得額	8,150,000円	7,895,000円	9,368,000円
①医療（基礎）課税額 限度額 63万円⇒65万円	571,100円	562,900円	650,000円
②後期高齢者支援金等課税額 限度額 19万円⇒20万円	179,400円	200,000円	200,000円
③介護納付金課税額（40～64歳） 限度額 17万円⇒（改定なし）	170,000円	170,000円	170,000円
国民健康保険税額合計（年） ①+②+③	920,500円	932,900円	1,020,000円

モデルケース 3

世帯構成：65歳以上男性（所得あり）、65歳以上女性（所得なし）

区分	現行	改定後	
世帯における所得額	9,525,000円	8,750,000円	10,235,000円
①医療（基礎）課税額 限度額 63万円⇒65万円	608,100円	562,300円	650,000円
②後期高齢者支援金等課税額 限度額 19万円⇒20万円	190,000円	200,000円	200,000円
③介護納付金課税額（40～64歳） 限度額 17万円⇒（改定なし）	0円	0円	0円
国民健康保険税額合計（年） ①+②+③	798,100円	762,300円	850,000円